平成２７年（フ）第５５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目117番地２エミール天神Ｂ棟105号
債務者　宮田　　修
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４号
長崎県長崎市宿町613番地１　市営宿町アパート11棟504号、旧住所長崎県長崎市宿町188番地１　プチメゾン日見Ｂ棟103、住民票上の住所長崎県長崎市坂本３丁目５番42号
債務者　森　師穂子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道小樽市赤岩２丁目19番17号
債務者　田中　義明
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２５号
宮城県岩沼市下野郷字指ノ下62番地の１　グランフォート303
債務者　鈴木　秀雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
仙台市若林区遠見塚２丁目38番21号
債務者　阿部　好国
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
秋田市泉北４丁目13番４号　ドリームＫ泉北103号
債務者　稲垣　　豊
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６号
秋田市手形字十七流31番地１、前住所秋田市泉一ノ坪８番22号
債務者　工藤　　司
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
秋田市御野場４丁目６番２号　グリーンハイツ３号
債務者　小野　義樹
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
福島県福島市土湯温泉町堂の上７－１　山水荘別館土湯温泉ホテル内、住民票上の住所神奈川県相模原市南区相模大野６丁目23番18－103号
債務者　峯尾　昌夫
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
福島県いわき市小名浜玉川町北30番地の６フレンズ玉川101
債務者　高柳講四郎
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１号
茨城県神栖市神栖１丁目８番25号　大塚荘６号
債務者　原　　浩美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５号
茨城県神栖市息栖2050番地
債務者　大柳庄兵衛
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１号
川崎市幸区戸手１丁目５番６－602号　グレイスフル幸
債務者　角舘　　学
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
住民票上の住所川崎市幸区東古市場116番地古市場住宅４－101
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
川崎市幸区小向仲野町14番２－207号　小向ハイツ
債務者　石田　梅代
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
川崎市中原区木月４丁目９番48号
債務者　舘野惠美子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
住民票上の住所川崎市宮前区宮前平３丁目11番地15　プチメゾンＤＥＮ206
債務者　永澤　清美（旧姓宮尾）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係